

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定のお知らせ

当金庫は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止する為の指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、普通預金・当座預金を始めとする各種預金規定および貸金庫規定に平成22年4月1日より暴力団排除条項を導入させていただきました。

暴力団排除条項とは、預金者や貸金庫の借主等が暴力団等の反社会的勢力であると判明した場合に、当金庫の判断により取引の停止または契約を解約させていただくことを定めた条項です。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても、適用いたします。

規定改定後は、新規取引お申込時に、お客様が反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をしていただくことと致しました。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断に努めて参りますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※暴力団排除条項（要旨）

（取引拒絶・解約等）

次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

また次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- （１）預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- （２）預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他これらに準ずる者

- （３）預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他これらに準ずる行為



北伊勢上野信用金庫